第二号の七様式中「液状化物質」を「液状化等物質」に、「the MSC.1／Circ.1454」を「MSC.1／Circ.1454／Rev.2」に、「with MSC.1／Circ.1454」を「with MSC.1／Circ.1454／Rev.2」に改める。
第三号様式中「液状化物質運送許容水分値測定申請書」を「液状化等物質運送許容水分値測定申請書」に、「液状化物質の」を「液状化等物質の」に改める。
第四号様式中「液状化物質水分測定申請書」を「液状化等物質水分測定申請書」に、「液状化物質の」を「液状化等物質の」に改める。
第五号様式中「液状化物質運送許容水分値測定表」を「液状化等物質運送許容水分値測定表」に、「液状化物質の」を「液状化等物質の」に改める。
第六号様式中「液状化物質水分測定表」を「液状化等物質水分測定表」に、「液状化物質の」を「液状化等物質の」に改める。
第七号様式中「液状化物質積付検査申請書」を「液状化等物質積付検査申請書」に、「液状化物質の」を「液状化等物質の」に改める。
第八号様式中「液状化物質積付検査証」を「液状化等物質積付検査証」に改める。
第九号様式中「含水液状化物質運搬船認定申請書」を「含水液状化等物質運搬船認定申請書」に、「含水液状化物質を」を「含水液状化等物質を」に改める。
第十号様式中「含水液状化物質運搬船認定書」を「含水液状化等物質運搬船認定書」に、「含水液状化物質を」を「含水液状化等物質を」に改める。
第十一号様式中「含水液状化物質運搬船認定書再交付申請書」を「含水液状化等物質運搬船認定書再交付申請書」に改める。
第十二号様式中「乾燥粉状液状化物質運搬船認定申請書」を「乾燥粉状液状化等物質運搬船認定申請書」に改める。
第十三号様式中「乾燥粉状液状化物質運搬船認定書」を「乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書」に改める。
第十四号様式中「乾燥粉状液状化物質運搬船認定書再交付申請書」を「乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書再交付申請書」に改める。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　（略）	**第十三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条の二まで、第三十三条第五項から第九項（同条第五項から第八項までに係る部分に限る。）までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液状化等物質に該当するものとして告示で定めるものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。	3　特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条の二まで、第三十三条第五項から第九項（同条第五項から第八項までに係る部分に限る。）までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液状化物質に該当するものとして告示で定めるものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。
4　特殊貨物船舶運送規則第二十八条の規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の固体化学物質に該当するものとして告示で定めるものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。	4　特殊貨物船舶運送規則第二十八条の規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の固体化学物質に該当するものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。
第三百九十二条　船長が、次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。	**第三百九十二条**　船長が、次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　第十三条第三項において準用する特殊貨物船舶運送規則第二十五条第一項の検査を受けず、又は検査に合格しないで船舶に液状化等物質をばら積みして運送したとき。	四　第十三条第三項において準用する特殊貨物船舶運送規則第二十五条第一項の検査を受けず、又は検査に合格しないで船舶に液状化物質をばら積みして運送したとき。
五～八　（略）	五～八　（略）

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（帳簿の記載等）	（帳簿の記載等）
第四十七条の二十二　法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる検査及び測定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	**第四十七条の二十二**　法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる検査及び測定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。